

(FAX 送信) 熊県子連第 5 2 号

令和 5 年 1 0 月 1 0 日

関係市町村子連会長 各位

熊本県子ども会連合会

会長 丸山 康昭

リーダー会会長 濱口 洋輔

(公 印 省 略)

リーダー会役員会議の実施に伴う連絡体制の構築について（依頼）
時下ますます御清祥のことと存じます。

平素より県子連リーダー会活動への御理解と御協力を賜り感謝します。

さて、リーダー会事業を進めるに当たり、先般、リーダー会役員会のオンライン会議の実施を試みましたが、役員全員のオンライン環境が整わず、やむを得ず会議未実施となりました。

つきましては、リーダー会役員が県下広域の市町村に所属していることを鑑み、リーダー会育成者及び事務局での検討の結果、下記の方法で、再度オンライン会議を実施する運びとなりましたので、貴市町村所属のリーダー会役員への周知をお願いします。

記

- 1 使用アプリ L I N E
- 2 使用 方 法 リーダー会役員のグループ L I N E を作成し、必要に応じてメッセージのやり取り、グループ通話及びビデオ通話を行う。
- 3 そ の 他 L I N E の使用に関しては、リーダー会育成者及び事務局において、以下の共通認識及び共通規則での使用とします。
何卒、御理解くださいますようお願いします。

【共通認識】

リーダー会役員という少人数グループではあるものの、SNS ツールという特性上、異年齢及び異性別の者が私的に繋がるきっかけとなってしまう。

昨今は、学校現場においても、教職員と生徒との SNS ツールでの私的な交流を不可としていることもあり、その使用に関しては慎重な対応が必要である。

しかしながら、L I N E は、大半が所有のスマートフォンで_using していることから、パソコン等を使用した Z O O M などの各種オンライン会議ツールよりも身近なものとして使用が可能である。

また、リーダー会役員会議での使用が目的であることから、私的な交流とはならないものの、次の共通規則の下、運用することとする。

【共通規則】

- 1 グループLINEでの役員会議を行うこと及びグループに加入することに関して、役員全員に次の理解を得た上で、運用を行う。
 - ① リーダー会役員のLINEグループを作成することは、異年齢及び異性別の者が繋がるきっかけとなるが、使用はリーダー会役員会議のみで使用し、私的なメッセージの送受信は一切行わない。
- 2 1の規則をより適切な運用とするため、リーダー会役員グループLINEには、次の育成者及びユース・リーダーにグループ加入を要請し、対話状況や会議内容をリーダー会役員以外にもオープンな体制とし、コンプライアンス（法令等遵守）に努める。
 - ① リーダー会育成者 （氷川町子連 稲本眞理、玉名市子連 松永知子）
 - ② 県子連事務局 （横手宏公）
 - ③ ユース・リーダー （人吉市子連 植木宝奈、合志市子連 松本聡一郎）